

## 第9 会社法改正と企業統治の改革

### 1 法制審議会での審議開始

法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会での新たな会社法改正の審議が2017（平成29）年4月26日から始まった。同部会での審議は、商事法務研究会下の会社法研究会が1年余の審議を経て同年3月2日取りまとめた報告書に基づいて開始された。

2015年（平成27年）5月1日施行の改正会社法（以下「改正法」という）の附則第25条において、社外取締役の選任に関する規律について、施行後2年を経過した時点で見直し、必要に応じて、社外取締役の設置の義務づけ等の措置を行うものとされている。法制審においても、会社法研究会同様に、この点を含めて、取締役、取締役会及び株主総会に関連した企業統治に関する事項を中心に検討が進められている。

現在、英国のEU離脱問題とトランプ旋風が世界の政治経済の大きな不安定要因となっている。そこには、グローバル化により安い製品や安い賃金で働く移民の流入により産業や職を奪われたと感じる人々の不満がある。さらに、岩井克人教授は、株主主権論に批判的な立場から、さらに株主主権論に基づく英米におけるインセンティブ報酬制度による取締役報酬の高騰により、格差が拡大したことが、2つの不安定要因の背景にある旨を指摘している。企業統治のあり方は、企業家だけの問題ではなく社会問題でもあるとの視点から取り組んでいく必要がある。

### 2 主な検討事項

#### (1) 株主総会資料の電子提供制度

招集通知の添付資料を原則としてWeb上での提供で足りるようにすべきかが検討されている。これは原則として是とすべきであり、例外として紙での交付を求められた場合の対応についてどのように規定するかが問われている。

#### (2) 株主提案権の「濫用的行使」の有無と規制の必要

株主提案権の濫用的行使に対する立法措置が必要かが検討されている。しかし、濫用的行使といわれる事例は少なく、むしろ、現状では、企業不祥事に端を発して株主提案権が行使される場合が少なくない。安易に株主提案権の行使を規制することは、取締役の規律を弱め、コンプライアンスが弛緩するおそれがある。

#### (3) 取締役の報酬、会社補償及びD&O保険（役員賠償責任保険）・責任限定

取締役がリスクをとって、より積極的な活動をすることを目的として、取締役の報酬をより中長期の視点から成果主義的なものとし、他方、取締役の責任が問われた場合における取締役の負担を軽減するための方策が検討されている。

前者は、具体的には、個別の取締役の報酬額や算定方法についての開示事項の充実、ストックオプション報酬あるいは株式報酬（リストラクテッド・ストック等）についての規律の見直しが検討されている。後者は、会社補償およびD&O保険の規定を会社法に設ける必要性の有無、設けるとした場合の対象と要件が検討され、また、業務執行取締役等についても責任限定契約の締結を可能とするべきか、一部の役員への責任限定や一部免除の他の役員への効果について、検討されている。また、開示に関しては、研究者から積極的な意見が、保険会社からは消極的な意見が寄せられている。

取締役が株主への配当さえ増やせば、それに伴って多額の報酬を受け取ることができ、さらに、取締役がリスクをとりやすくするために責任軽減の範囲を広げるという方向性には、社会の公器としての会社のあり方として、限界があることを認識して議論すべきであろう。

#### (4) 新たな社債管理制度

社債管理者を置かない社債を対象としたより簡素な社債管理制度を設ける必要があるか、新たな管理機関の資格要件をどのように定めるか、その他全員の同意がある場合の社債権者集会の規律や債権者保護手続における社債権者の異議陳述権の行使方法について検討がなされている。

#### **(5) 社外取締役の選任の義務付等**

ア 上場企業における複数の社外取締役の選任が進んでいる中で、有価証券報告書の提出を義務付けられている会社について、社外取締役の選任を会社法で義務付ける必要があるかが検討されている。当初の目的は達したといえるものの、どこまでモニタリングモデルを進めるのが妥当なのかという議論にかかわってくると思われる。

イ 社外取締役がMBOに関与した場合「会社の業務を執行」したことになるのか否かも問題とされている。当たらないとする見解もあるが、一律に当たらないとすることには無理があろう。

ウ 取締役会の決議事項である「重要な業務執行」の範囲を明確化する必要があるかどうか、監査役会設置会社においても、モニタリングモデルの採用を容易にするために、一定の要件の下に「重要な業務執行」について執行役への委任を認めることの可否が検討されている。

コンプライアンス体制が十分に機能しない中で、経営者に重要な業務執行を大幅に委任すれば、不祥事が増加することに繋がるおそれがあり、慎重な対応が必要であろう。

#### **(6) 代表訴訟における和解の規律**

代表訴訟（責任追及等の訴え）において、株式会社として和解するための手続に関する規律及び当該和解について株式会社を代表する者に関する規律について検討されている。